

# 危機・安全管理マニュアル

## 光輪会業務継続計画

### B C P

平成24年5月 1 日作成

平成28年4月 1 日改定

平成28年11月1日改定

令和元年10月1日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和4年 12月 1 日改定

令和 5 年 2 月 2 日改定

社会福祉法人 光輪会

**なかよしこども園**

**第二なかよしこども園**

**和光なかよしこども園**

# 危機管理・事業継続 BCP・事業継続 BCP マニュアル目次

## はじめに

## 危機管理・事業継続 BCP の定義と適用

## 非常災害対策計画

- 1 施設の立地条件について
  - (1) 施設立地場所の地形等
  - (2) 災害危険区域等の該当有無
  - (3) 予測される災害の危険性
- 2 災害に関する情報の管理について
- 3 避難を開始する判断基準
- 4 避難場所と避難経路

## 危機管理・事業継続 BCP における指揮権

- 1 基本的指揮権
- 2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
- 3 お散歩等の園外保育における指揮権順位(遠足)
- 4 イベント等特殊な状況

## 危機における対応と予防

- 1 地震
- 2 警戒宣言が出された場合
- 3 火災
- 4 その他の自然災害
- 5 事故
- 6 事件
- 7 食中毒
- 8 光化学スモッグ等大気汚染
- 9 感染症

## 別添参考資料

災害に関する基礎知識

三ヶ島地区、和光市広沢地区(避難所マップ)

# 危機管理・事業継続 BCP マニュアル

## はじめに

このマニュアルは社会福祉法人 光輪会 なかよしこども園・第二なかよしこども園・和光なかよしこども園消防防災計画規程になかよしこども園・第二なかよしこども園・和光なかよしこども園における全ての職員が災害(風水害、土砂災害、地震等の自然災害や火災、感染症 等)、事故・事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、入所児童・保護者・職員の人命及び安全を守ることを目的とする。

## 危機の定義と摘要

こども園における危機とは、火災、地震、風水害、土砂災害、その他天災、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件等において、入所児童及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。その範囲は、なかよしこども園・第二なかよしこども園・和光なかよしこども園の全ての職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての入所児童を保護者に安全確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

### 非常災害対策計画

施設名	社会福祉法人 光輪会 なかよしこども園		
所在地	埼玉県所沢市三ヶ島3-1476-1		
電話番号	04-2968-5851	FAX 番号	04-2947-2475
メールアドレス	wakasanomori@bz03.plala.or.jp		
施設名	社会福祉法人 光輪会 第二なかよしこども園		
所在地	埼玉県所沢市若狭4-2479-21		
電話番号	04-2938-5166	FAX 番号	04-2938-5167
メールアドレス	wakasanomori@bz03.plala.or.jp		
施設名	和光なかよしこども園		
所在地	埼玉県和光市広沢 1-5-53		
電話番号	048-458-3960	FAX 番号	048-458-3961
メールアドレス	wakasanomori@bz03.plala.or.jp		

## 施設の立地条件について

### (1)施設立地場所の地形等

武蔵野台地の北部に位置し、関東ローム層で覆われているため、比較的大きな強度が期待されている。地形が平坦で大きな河川がなく、台風の通過も少ないなど自然災害リスクも比較的少ない住宅基盤として良好な地形である。(所沢市ホームページ立地環境と地域資源の把握・分析 参照)

和光市の中央から南側にかけて台地が分布し、その中を越戸川、谷中川、白子川が南から北へ流れ、これらの小川沿いに狭小な谷底平野が分布しています。台地面の標高は、30～40m で、地表付近には武蔵野ローム層が分布しています。谷底平野では、河川によって堆積した粘土・砂等が3～5m 程度分布し、その下層には武蔵野礫層または東京層が続きます。市の北側では東西方向に荒川が流れ、河川沿いに氾濫平野が形成されています。荒川や入間川の氾濫で堆積した粘土やシルトが厚さ数m で分布し、その下層に海底であった頃に堆積した厚さ3～5m の砂層及び厚さ20m 程度のシルト質の層が続くやわらかい地盤となっています。(和光市防災会議条例:参照)

### (2)災害危険区域等の該当有無

災害危険区域等	該当の有無
浸水想定区域	無し
土砂災害想定区域	無し
土砂災害特別警戒区域	無し
土石流危険溪流	無し
急傾斜地崩壊危険箇所	無し
地すべり危険箇所	無し

### (3)予測される災害の危険性

地震・火災・記録的大雨による水害・台風等の風害・感染症・事故など

#### ◆定期的に確認を行う事

※埼玉県に関する浸水想定区域図(県ホームページ)

<https://www.pref.saitama.lj.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/index.html>

※土砂災害警戒区域等の指定状況(県ホームページ)

<https://www.pref.saitama.lj.jp/a1007/doshasitei/index.html>

※土砂災害危険箇所マップ(県ホームページ)

<https://www.pref.saitama.lj.jp/a1007/sobo1/dosha-kiken-map.html>

※国土交通省のハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>

※所沢市発行防災ガイド・避難所マップ(保存版)

※別添 三ヶ島地区(避難所マップ)

※別添 和光市防災ガイド・ハザードマップ

# 災害に関する情報の管理について

## 1 災害に関する情報の入手方法について

### ◎災害に関する情報

- ・市町村から発令される避難情報の FAX で確認
- ・市・県・気象庁等のホームページでの情報収集
- ・所沢市 総合政策部 危機管理課に問合せ
- ・和光市 危機管理室に問い合わせ
- ・テレビ放送
- ・ラジオ放送

### ◎「避難準備情報」「避難勧告」等の情報

- ・防災放送
- ・児童福祉課からの連絡
- ・FAX(所沢市・和光市)
- ・広報車(所沢市・和光市)
- ・避難支援者等の訪問

## 2 災害時の連絡先

### 市町村防災担当窓口

所沢市 総合政策部 危機管理課  
電話：04-2998-9399  
FAX：04-2998-9042  
E-mail :  
[a9399@city.tokorozawa.saitama.jp](mailto:a9399@city.tokorozawa.saitama.jp)

### 救出依頼先

埼玉西部消防局所沢中央消防署  
〒359-1118  
埼玉県所沢市けやき台一丁目 13 番 11 号  
電話：04-2924-9125

### 担当名：和光市危機管理室

住所：〒351-0192 和光市広沢 1-5 市役所 3 階  
FAX:048-464-1234  
メールアドレス：[b0200@city.wako.lg.jp](mailto:b0200@city.wako.lg.jp)  
危機管理担当 電話番号:048-424-9096  
防災担当 電話番号:048-424-9097

### 救出依頼先

埼玉県南西部消防本部和光消防署  
住所 和光市広沢 1 番 3 号  
電話番号 048-461-0119・048-461-7850  
FAX 番号 048-461-9000  
朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部  
<https://www.kennanseibu119.jp/firedepartm>  
[ent/](#) (別ウインドウ)

### 3 自治体等の連絡先

	区分	機関名	電話
行政 機関	消防	所沢市消防本部	04-2924-1118
		和光消防署	048-461-0119
	警察	所沢警察	04-2996-0110
		朝霞警察署	048-465-0110
	市	所沢市 危機管理課	04-2998-9399
和光市 危機管理室		048-424-9096	
ライフ ライン	電気	東京電力	0120-995442 0120-995-441
	ガス	油屋(なかよし)	04-2948-2602
		武州ガス(第二)	04-2928-9000
		東京ガス	03-3344-9100
	水道	所沢市水道局 第一環境(株)和光営業所	04-2921-1080 048-462-0222
電話	NTT東日本	113 または 116 携帯からは 0120-444113	
	自治会	三ヶ島2丁目町会 若狭4丁目 町会  和光市自治会連合会事務  局(総合福祉会館内)	地区名簿参照  048-463-0104
協力 機関	協力医療機関	所沢緑ヶ丘病院	04-2948-8181
	協力福祉施設	みなわ会	04-2947-2741
		法水会	04-2946-5200

#### 4 職員の連絡先

別添の職員名簿参照

#### 5 利用者情報

別添の園児引き渡しカード参照

### 避難を開始する時期・判断基準

- ・避難準備情報が発令された時  
(下表『避難情報が発令された際に取りべき避難行動』参照)
- ・土砂災害警戒情報が発表された時
- ・その他、身の危険を感じた時 (別添 災害に関する基礎知識 参照)

『避難情報が発令された際に取りべき避難行動』

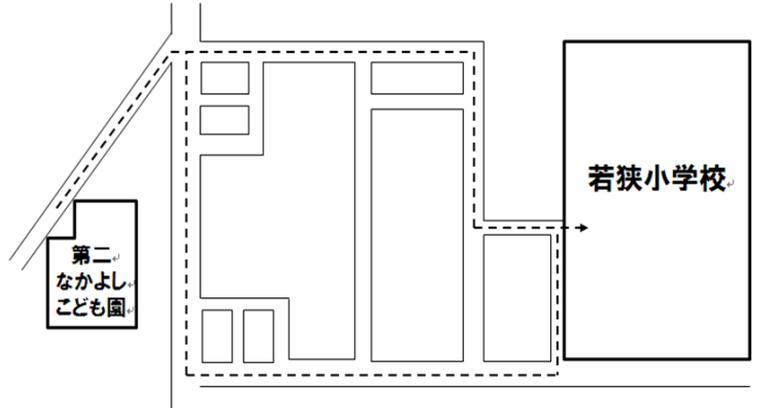
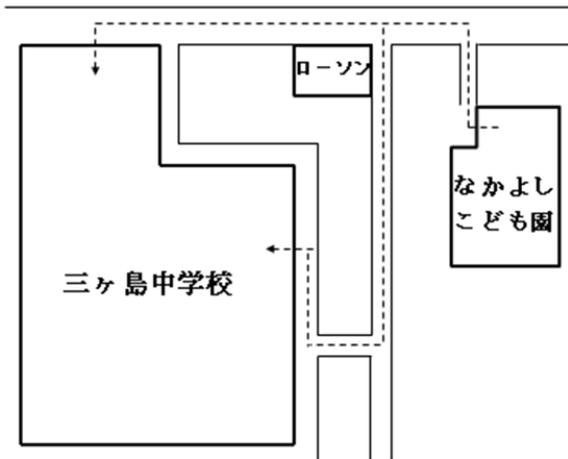
避難情報の種類	対 応
<p>避難準備情報 (要援護者避難情報)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者がいる場合は、指定緊急避難場所への避難を開始する(避難支援者は支援行動を開始)。</u></li> <li>・上記以外の者については、立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、心配な場合は、自発的に指定緊急避難場所への避難を開始する。</li> <li>・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。</li> </ul>
<p>避難勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する</u> (ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意する)。</li> <li>・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間にいる場合は安全な区域に速やかに移動する。</li> <li>・指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、「<u>緊急的な待避場所</u>」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「<u>屋内での安全確保措置</u>」(屋内のより安全な場所への移動)をとる。</li> </ul>
<p>避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難をちゅうちょしていた場合は、<u>直ちに立ち退き避難する。</u></li> <li>・指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>近隣のより安全な建物等への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置</u>をとる。</li> </ul>

避難場所

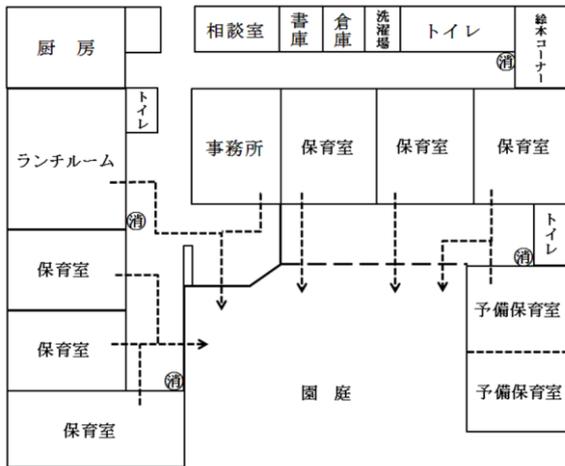
- ・三ヶ島中学校・三ヶ島小学校・若狭小学校・狭山ヶ丘中学校・三ヶ島まちづくりセンター
- ・所沢商業高等学校・林小学校・狭山ヶ丘コミュニティーセンター
- ・樹林公園
  
- ・地震時の避難所、避難場所(近隣)
- 拠点避難所・・・三ヶ島中学校、若狭小学校等、樹林公園
- 補助避難所・・・三ヶ島小学校・狭山ヶ丘中学校・三ヶ島まちづくりセンター・総合児童センター等
- 避難場所　・・・園庭、畑、若狭憩いの公園、和光市広沢小学校　等

# 避難経路

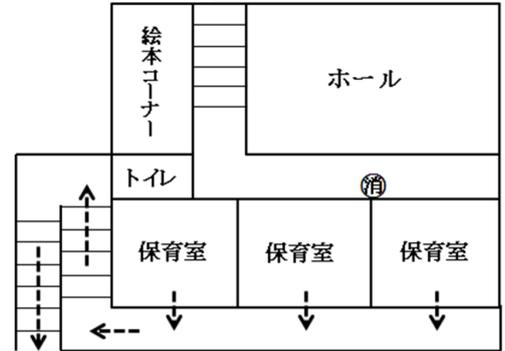
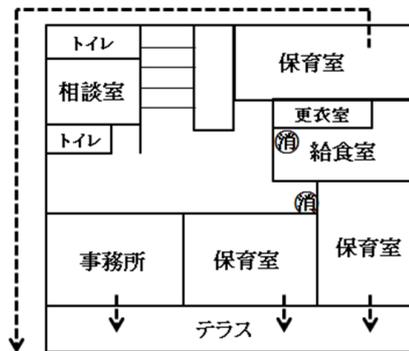
## ①避難場所へ避難経路



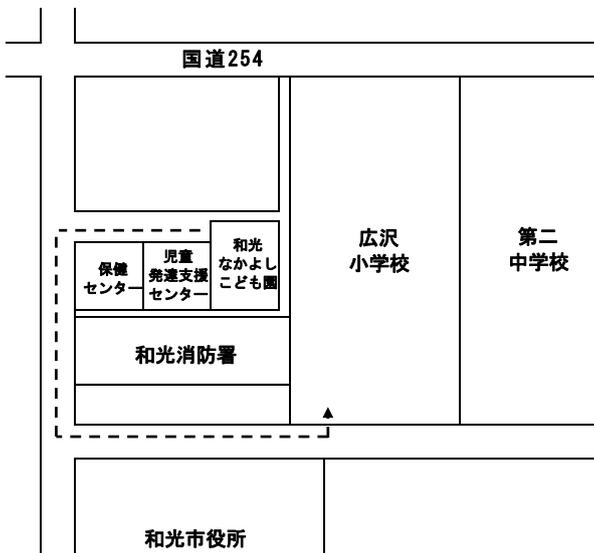
## ②施設内の避難経路



なかよしこども園



第二なかよしこども園



## 危機管理・事業継続 BCP における指揮権

危機発生時における的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、児童・職員の人命の安全を最大の目的として指揮しなければならない。

### 1 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権を持つ者でつぎに定められている職務者を指し、順位としては次の各号通りとする。

- ①理事長・理事会
- ②園長・副園長
- ③主幹保育教諭
- ④リーダー職員
- ⑤クラス担任、給食リーダー(調理師・栄養士)

指揮権者は人命の安全を最大の目的とし、このマニュアルの章及び章の対応を規範に的確な指示を行い危機発生時の役割分担を職員に命じること。

役割分担表

班	任務
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象や災害・感染症発生の情報収集</li> <li>・職員への連絡、職員や職員の家族の安否確認</li> <li>・関係機関への連絡、調整</li> <li>・利用者家族への連絡</li> <li>・避難状況の取りまとめ</li> <li>・施設設備の被害状況の確認</li> </ul>
消化班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火元の点検、ガス漏れ有無の確認</li> <li>・発火の防止と発火の際の初期消火</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の応急手当及び病院への移送手配</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確認、人員点呼</li> <li>・利用者の避難誘導</li> <li>・利用者の家族への引き渡し</li> </ul>
地域班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救護要請と活動内容の調整等</li> </ul>

## 2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位

通常の教育・保育時間中に危機的状況が発生した場合においては次の各号の順位に基づき指揮命令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

### (1) なかよしこども園・第二なかよしこども園・和光なかよしこども園

- ①園長
  - ②副園長
  - ③主幹保育教諭
  - ④リーダー職員
  - ⑤クラス担任、給食リーダー(調理師・栄養士)
- ※複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

## 3 お散歩等の園外保育における指揮権順位(遠足・合宿)

- (1)遠足      ①園長      ②副園長      ③主幹保育教諭      ④リーダー      ⑤保育教諭
- (2)合宿      ①園長      ②副園長      ③主幹保育教諭      ④リーダー      ⑤保育教諭
- (3)散歩      ①リーダー ②引率の担任

## 4 イベント等特殊な状況

入園式、七夕会、保育体験参加、地域合同防災訓練、地域夏祭り、世代間交流事業、親子運動会、地区レクリエーション大会、お遊戯会、もちつき、お別れ会、卒園式は保護者やその他地域の人たちが、参加する行事なので次のように指揮を分担する。

- (1)全体              ①園長      ②副園長
- (2)園児と保護者      ①主幹保育教諭      ②リーダー      ③クラス担任
- (3)地域の人達      ①副園長      ②事務員

# 危機における対応と予防

## 1 地震

### (1) 予防(事前の環境整備)

こども園で行う震災避難訓練は、大規模地震時において、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び園児が身につけるためのものである。

そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併設施設や近隣住民、所沢市および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で、避難訓練を実施するなど地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

#### ①避難訓練実施計画

1. 併設施設や近隣住民、又は消防署・地元消防団等との合同で、大規模地震を想定した訓練を実施する。(1学期中6月から7月)
2. 緊急避難訓練を実施する(園児と保育教諭が地震時の一時待避場所への移動など)。
3. 安全確認訓練を実施する(保育教諭が園児の人数・安全確認をする)。
4. 避難通路・経路の確認をする。
5. 災害非常持ち出し袋の中の備品や毛布の使用方法を習得する。
6. 地震発生時における各職員の役割分担を確認する(別表1)。

#### ②保護者への事前連絡

1. 保護者へは、事前に緊急時におけるこども園の対応及び避難先を周知する。
2. 保護者からは毎年4月に携帯等の緊急連絡先を聴取するとともに、こども園において「園児引き渡しカード」を非常持ち出しができるよう整理集約をする。

#### ③施設設備の点検等

1. 地震時に、転倒しやすい家具・電化製品・備品など、転倒防止がなされているか点検する。
2. 地震後に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
3. 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
4. 防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
5. 保育教諭は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
6. 緊急時連絡掲示用の掲示を用意しておく。

## (2)大地震発生時の対応

### ①園舎内(遊び・食事・午睡)で地震がおきた場合

1. 避難誘導・救護係(保育教諭)は、園児に安心できるような言葉をかけ、カラー帽子をかぶせる等して、姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
2. 避難誘導・救護係(保育教諭)は、積木・ピアノ・窓ガラス、その他倒れやすいものなどから園児を遠ざける。
3. 園児及び職員は、机やロッカーなどの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。
4. 避難誘導・救護係(保育教諭)は、園児が眠っている時は、落下物から身を守る対応をする(毛布・布団等を利用する)。
5. 職員は、できるだけ速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
6. 乳児など介助を必要とする園児は職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。
7. 揺れが収まったら、一時園庭へ避難し、全園児と職員の安全と人数の確認を行い、初動消火係と情報伝達・指示係で施設の点検をし、園長又は代理へ報告する。
8. 避難誘導・救護係(保育教諭)は指示があるまで園庭で座って待機する。施設内には安全が確認できるまでは立ち入らない。
9. 初動消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し、安全を確認する。もし、施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

### ②園舎外(プール・園庭)

1. 園庭では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。
2. 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
3. プールでは、すばやく水からあげ、できるだけ中央の安全な場所に集合させ、座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。その後タオルや衣類を確保し、体を包むようにする。
4. 担任は揺れが収まり次第、速やかに担当教室の園児の安全確認を行い、園庭にて指示があるまで一時待機すること。

### ③園外保育(散歩)

1. 揺れを感じたらただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確認をする。
2. 切れた電線には絶対触らないよう園児に注意する。
3. ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。
4. 携帯電話でこども園に連絡を入れ、必要な場合はこども園に応援を要請する、連絡が付かない場合は、保育教諭補助職員がこども園に応援を求める。担任は園児とともに近隣の安全な場所で待機する。
5. 全員が無事に自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に園に戻る。

### ④園外保育(遠足等)

1. 《事前調査》実地踏査の際、目的地の状況を把握する。
2. 《事前調査》地震が発生した場合の安全な場所の確認しておく。
3. 《園外保育中》園児の安全を第一に対応し、落ち着いて行動する。
4. 《園外保育中》園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にてこども園に連絡を入れる。災害の状況により応援を求めるなどをして、こども園に帰る。連絡が取れない場合は現場の指揮権者の判断で行動する。
5. 《目的地までの途中》バス等乗り物に乗っている場合は、運転手・添乗員の指示に従う。
6. 《目的地までの途中》徒歩の場合は、近くの安全と思われる場所に避難する。
7. 《目的地までの途中》ビルの窓ガラスの破片等落下物に注意する。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので充分注意する。

#### ⑤朝夕教育・保育中(朝)

早朝の受け入れ時間帯は、職員数が少なく、異年齢集団であり、保護者の出入りがはげしい等、非常に流動的な状況である。このことを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には①園舎内(遊び・食事・午睡)で地震がおきた場合を参考とし、そのほか注意すべき点を以下の通りとする。

1. 居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
2. 登園している園児の氏名や人数等を朝保育出席簿等で把握・確認して記録する。
3. 臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
4. 随時出勤してきた職員は、担当部署に速やかに応援に入る。
5. 園長は、災害の状況により、その後のこども園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。
6. こども園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は、自己の安全を優先しつつ、速やかにこども園へ応援に戻ることにする。

#### ⑥朝夕教育・保育中(夕)

夕方の教育・保育時間帯は、当日担当の職員引き継ぎ後は室内園庭等に分かれての保育であり、異年齢集団で、保護者の出入りがはげしい等、非常に流動的な状況である。このことを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には①園舎内(遊び・食事・午睡)で地震がおきた場合を参考とし、そのほか注意すべき点を以下の通りとする。

1. 居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
2. 残っている園児の氏名や人数等をお迎え時間記入表等で把握・確認して記録する。
3. 臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
4. 揺れが収まった時点で園内にいる職員は、当日の担当以外でも直ちに園児の安全の応援態勢に入り園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
5. 園長は、災害の状況により、その後のこども園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。
6. こども園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は自己の安全を優先しつつ、速やかにこども園へ応援に戻ることにする。

## ⑦延長保育中

延長教育・保育時間帯は、0才から5才までの、異年齢集団であるため、より細やかに安全確保を行う。また、勤務している職員も少ないことから計画的な震災対応を普段より計画して職員に周知徹底することが望ましい。

1. 居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
2. 揺れが収まり次第、時間外出席簿にて園児の人数及び安全確認を行う。
3. 担当職員は「園児引き渡しカード」を取り出し照合確認して引き渡しに備える。
4. 臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
5. 揺れが収まった後、事務所に連絡し、応援を待ち、園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
6. 園長は、災害の状況により、その後のこども園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。
7. こども園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は自己の安全を優先しつつ、速やかにこども園へ応援に戻ることにする。
8. 全ての職員は翌日以降の勤務や業務に関する確認をこども園に行く。(電話や徒歩等にて)

## ⑧園児の引き渡し

大地震が起きた場合、園児は速やかに保護者に引き渡す。また引き渡しの際は「園児引き渡しカード」と照合の上、日時を記入して引き渡すこと。「園児引き渡しカード」は日頃から点検し、内容に変更が生じた場合は、保護者から速やかに連絡をもらい訂正するなど、正しい記載がされているよう努めること。

1. 《引き渡し方法》園児の引き渡しは、園長又は代理の指示によって行う。但し、朝夕及び延長保育等で役職者(主幹保育教諭以上)がいない場合は、職務経験の長い者が行う。
2. 《引き渡し方法》引き渡しは、保育室又は園庭にて職員が行い、「園児引き渡しカード」に確認のサインをもらう。その際、職員が日時を記入する。
3. 《引き渡し方法》可能なかぎり、園児は保護者又は引き渡しカードに届けられている代理人に引き渡す。もし、届け出た代理人でない場合は、担当職員と園長又は代理のものとの複数の職員による立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すこととする。但し、状況によっては拒否することも視野に入れる。

## ⑨残留園児の保護

保護者が教育・保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまでこども園において原則24時間は園児を保護する。その後は行政の設置した救援所へ移動する。

1. 夜間や建物の倒壊や火災などのおそれがある時は第二次避難地三ヶ島中学校・若狭小学校・樹林公園へ避難し、そこで保護する。その場合、園長又は代理は避難先等の行き先がわかるように、玄関や正門付近に立て札や掲示板等で掲示し保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる

- 園児を保護するために必要な食料等は、行政の防災体制が機能するまでの間は、こども園の備蓄食料品で、できる限り対応する。
- 職員は、残留する園児の数、その他必要な事項を記録し、園長に報告する。
- こども園で震災後24時間が経過し、かつ親の安否が確認できない場合や、近隣県の親族が引き取りに来られない場合は、災害遺児として第二次避難地(三ヶ島中学校・若狭小学校・樹林公園・広沢小学校・総合児童センター)に移送する。

## ⑩避難

大地震が起きてもすぐにこども園を離れるのではなく、こども園や周囲が火災発生したり、そのおそれがある時や園舎の被災が大きく危険であると判断した時に、第二次避難地(三ヶ島中学校・若狭小学校・樹林公園・広沢小学校・総合児童センター)や行政の指定する震災救援所等の一時集合場所に避難する。

### 1. 震災救援所への避難

こども園より避難の際は、三ヶ島中学校・若狭小学校・樹林公園が事前に指定する震災救援所になっているので、状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し、園児を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は、園児の安全確保を第一とするが、出席簿、緊急連絡先名簿、園児引き渡しカード、非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。

### 2. 広域避難場所などへの避難

周囲に大火災が発生した場合、原則として第二次避難地(三ヶ島中学校・若狭小学校・樹林公園・広沢小学校・総合児童センター)に行き、そこから地域の人と一緒に防災市民組織や消防・警察等の誘導により、他の震災救援所や広域避難場所に避難する。

### 3. こども園を離れる際の注意

こども園を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必ず、行き先がわかるように正門及び建物などに掲示をする。避難場所は次の通りとする。

- ア 第一次避難地 なかよし・第二なかよし・和光なかよしこども園 園庭
- イ 第二次避難地 三ヶ島中学校・若狭小学校・樹林公園

## ⑪園児又は職員が負傷した場合

- 応急処置は、日頃より園に備えてある救急薬品で手当する。
- 中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、三ヶ島中学校・若狭小学校・樹林公園に設置する医療救護所で手当を受ける。
- さらに救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、行政が指定の医療施設に搬送され、治療を受ける。

## BCP 対応

## ⑫震災発生から時間別対応表

	避難誘導班・救護班	情報収集班	消火係・地域班
発災	<p>◆誘導(全職員)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.園児の安全を確保する</li> <li>2.園庭に避難をさせる</li> <li>3.一時避難完了後情報収集班に人数等の報告をする</li> </ol> <p>◆救護(全職員)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.救急用品を確保する</li> <li>2.負傷した園児の応急処置などを行う</li> <li>3.救護スペースの設置確保を行う</li> <li>4.情報収集班へ報告する</li> </ol>	<p>◆確認(主に園長・副園長)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.全館放送で震災を周知させる</li> <li>2.火気の確認と非常持ち出し、消火器等の確認をする。</li> <li>3.園児及び職員の安全確認と人数確認</li> </ol>	<p>◆初動対応(主に調理・事務・全職員が担当)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.火の元を閉じる</li> <li>2.配電盤点検、ガス漏れ点検</li> <li>3.火災発生の場合は初期消火行動に移る</li> </ol>
1 時間 6 時間 23 時間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.園児を保護し、保護者へ引き渡す</li> <li>2.残留園児を安全な臨時保育室へ移動させて保護する</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.施設の安全点検及び確認</li> <li>2.周囲の建物の状況確認</li> <li>3.テレビ・ラジオ等による情報収集</li> <li>4.職員の役割分担、指揮権を確認</li> <li>5.避難所への経路の確認</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.施設の安全点検及び確認</li> <li>2.周囲の建物及び近隣住民の安全状況確認</li> <li>3.近隣住民が避難してきた場合の対処を行う</li> <li>4.事実の状況確認は情報収集班へ伝える</li> </ol>
1 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.園児を保護し、保護者へ引き渡す</li> <li>2.園児を第二次避難地(三ヶ島中学校・若狭小学校・樹林公園)へ移送する</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.状況により職員を帰宅させる</li> <li>2.第二次避難地(三ヶ島中学校・若狭小学校・樹林公園)に移動する際の職員を確保する</li> </ol>	
3 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. こども園再開の組織作りをする</li> <li>2. 職員の確保</li> <li>3. 保育室の確保……園内で使用可能な部屋の確認</li> <li>4. 園児・保護者の居住状況の確認</li> <li>5. 給食の再開……給食施設・設備消耗品等の被災状況の把握 応急給食の必要性を判断する。 臨時的な献立を作成する。</li> <li>6. 再開の際の周知方法を検討する。</li> <li>7. 臨時のクラス編成を検討し、最低限の書類を事前に作成する。</li> </ol>		

## 2 警戒宣言が出された場合

### ①警戒宣言が出された場合の園児の引き渡し

警戒宣言が行政または、報道等により発令された場合、時間を問わず、園児は、すみやかに保護者等へ引き渡すこととし、各保護者に電話等によりお迎えの連絡をする。また、引き渡しの際は「園児引き渡しカード」と照合の上、日時を記入して引き渡すこと。引き渡しカードは日頃から点検し、内容に変更が生じた場合は、保護者から速やかに連絡をもらい訂正するなど、正しい記載がされているよう努めること。

1. 《連絡方法》各家庭ごとに園長、副園長、主幹保育教諭・保育教諭が園より緊急連絡表を使い連絡し、速やかに迎えを要請する。その際に誰が迎えに来るのか必ず確認する。
2. 《引き渡し方法》園児の引き渡しは、園長又は代理の指示によって行う。
3. 《引き渡し方法》引き渡しは、原則として保育室で担任が行い、「園児引き渡しカード」に確認のサインをもらう。その際、担任が日時を記入する。
4. 《引き渡し方法》可能なかぎり、園児は保護者又は緊急連絡先名簿に届けられている代理人に引き渡す。もし、届け出た代理人でない場合は、担任と園長立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すこととする。

## 3 火災

消防防災計画及び児童福祉施設最低基準第6条に『避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない』と規定されている。こども園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併設施設や近隣住民、所沢市および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

### (1)事前の環境整備

#### ①避難訓練実施計画

1. 併設施設や近隣住民との合同で、様々な火災状況を想定した訓練を実施する。
2. 消火訓練を実施する(初期消火・消火器・消火栓の取扱いなど)。
3. 通報訓練を実施する(消防署・併設施設・近隣住民)。
4. 避難通路・経路の確認をする。
5. 火災報知設備及び非常ベル、非常通報装置の使用方法を習得する。
6. 火災発生時における各職員の役割分担を確認する。

## ②保護者への事前連絡

1. 保護者へは、事前に緊急時におけるこども園の対応及び避難先を周知する。  
(入園・進級時配布のしおりに記載)
2. 保護者からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに「園児引き渡しカード」に記入をもらいこども園において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

## ③施設設備の点検等

1. 出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。
2. 万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
3. 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
4. 防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
5. 保育教諭は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
6. 緊急時連絡用の掲示をする。

## (2)火災発生時の手順

### ①発生時の基本的な流れ



### ②保育中に火災が発生した場合

1. 火災の発生を発見したら(第一発見者)、大きな声で周りの職員に知らせる。
2. 知らせを受けた職員は、速やかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせる。
3. 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
4. 各職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
5. 消防署への通報
6. 園児の避難誘導(園児の人数の把握及び責任者への報告)
7. 地域住民・関係機関への連絡
8. 落ち着いて行動することを心がけ、園児に動揺を与えないように努める。
9. 出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
10. 安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、園児の引き渡しをする。  
(保護者の緊急連絡網及び園児居住地一覧は必ず持って避難する)。

11. 火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、園長より行政に連絡し、今後の対応について相談する。

## 4 **その他の自然災害**

### (1)風水害及び台風

#### ①こども園で保育中に風水害及び台風が発生した場合

1. 強風や大雨の際は、保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。
2. 風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものを点検し、撤去する。
3. 漏水などを発見したら速やかに事務所へ報告する。
4. 午睡時は、窓からできるだけ離れた場所で寝よう配慮する。
5. 停電の可能性も視野に入れ懐中電灯も確認と点検をする。

#### ②保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

1. 出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する。
2. 交通機関を利用する職員で災害等で交通機関が不通になった場合は、できるだけこども園に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤すること。
3. 園児の受け入れは、基本的に園の施設に異常がなければ、通常の保育を行うが、早めのお迎えに協力してもらうよう保護者に声をかける。

#### ③水害等により施設に被害が出た場合

1. 水害等により施設に被害が出た場合、園児の安全を最優先に被害のない箇所にて保育を行い、できるだけ早く保護者にお迎えの連絡をして引き渡すこと。
2. 翌日以降のこども園の業務について、園長は速やかに決断して保護者と職員に周知できるよう掲示及び連絡すること。

#### ④残留園児の保護

保護者が教育・保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまでこども園で園児を保護する。その他の詳細は《1地震発生時における予防と対応－(2)大地震発生時の対応⑨残留園児の保護参照のこと》

### (2)落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、こども園内にいる場合は建物へ速やかに避難することが可能であるが、園外保育等の外出時に落雷の虞を予測した場合は、以下のことを頭に入れて避難するのが望ましい。

#### ①こども園で保育中に落雷が発生した場合

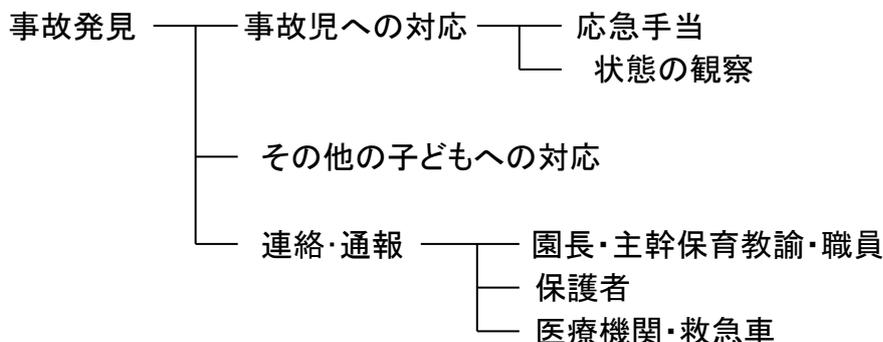
1. 落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷(電流)は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。
2. 周囲の木より高い木の幹に寄りそい雨宿りすることも前項の理由により避けること。

## 5 事故

こども園における子どもの事故は、発育発達と関連するものが多く、十分な予防や対策を実施すれば大部分は防止可能である。また、こども園が地域の子育て支援の拠点として、子どもの保護者に対して事故防止を啓発・教育することも重要な役割であり、子どもを扱う全ての職員が連携し、事故防止に努める必要がある。そのためにも職員は、事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが大切である。

### (1) 事故発生時の対応

#### ① 事故発生時の基本的な流れ



#### ② 事故発生時の対応

1. 園長又は代理は事故の状況を速やかに把握し、記録する。
  - ア 事故の状況・原因・場所・時間
  - イ 子どもの状態(出血や打撲の有無・顔色・全身の状態)
  - ウ 事実に基づいた記録を残しておく。とりあえず、メモ・走り書きでもよい。
2. 協力者・応援者を求める。
  - ア 必要処置の判断は、単独で行わない。
  - イ 日頃から、連絡の分担など対応の仕方を、全職員で確認する。
3. 医療機関への受診は、保護者より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の承諾を得てから医療機関にかかる。
4. 下記のような症状の場合は、救急車を要請し、すぐに医療機関に受診する。
  - ア 意識がもうろうとしたり、うとうとしている。
  - イ 顔色が悪く、ぐったりとしている。
  - ウ けいれん、ひきつけを起こしている。
  - エ 出血が止まらない。
  - オ 吐き気や嘔吐を繰り返している。
  - カ 化学物質を誤飲した。
  - キ 熱傷や火傷の面積が広い。

5. 医療機関へ受診する際は、担任又は看護師が付き添い、処置に必要な情報と子どもの既往歴やアレルギーの有無、体重などを医師へ伝える。
6. 保護者への対応は、事故の発生状況・医療機関の診察・検査結果・今後の受診・費用等をきちんと説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、教育・保育時間中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。
7. 園長又は代理は、事故後、速やかに『事故報告書』を作成し、事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策及びより高度な対応について全職員で確認する。

## (2)事故対応計画

### ①事前情報収集

1. 園長又は代理は、園児の既往症・アレルギーの有無・かかりつけの医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など、事故発生時に備えた情報を収集し記録する。
2. 園長又は代理は、こども園の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し、職員に周知する。
3. 園長又は代理は、日常において、こども園における医薬品や救急救命講習修了者等の把握を行う。
4. 園長または代理は、日常のこども園内の施設、遊具、保育室内、園庭荷においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。

### ②事故発生時対応フローチャート

1. 園長又は代理は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート(別紙1及び2参照)にしたものを作成し、全職員に配布して周知徹底を計らなくてはならない。

### ③園外での保育活動についての諸注意

職員は、日頃からこども園周辺の公園や経路の危険・注意箇所を把握・確認する。また、子ども一人ひとりの行動特性や、性格を把握することも大切である。こども園の外に出る時には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

1. 園外保育へ出発前に担当保育教諭は、子どもの人数を確認し、引率の職員全員に周知する。また、非常時の連絡手段として、携帯電話を所持する。
2. 園外保育へ移動中の際に交通車両や信号等において危険を予測できるような場面においては、引率の職員同士で園児に、注意の声かけを積極的に行うようにする。
3. 目的地にて視界の効かない範囲や固定遊具には、必ず保育教諭が付き添うようにする。また、常に子どもの動きに注意をはらい、人数の確認は怠らないようにする。
4. 帰園時は園長または代理に帰園した旨を伝える。報告を受けた園長・主幹保育教諭は子どもの人数と状態を確認する。

## 6 事件

こども園における子どもの事件は、近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為であることが予想される。そのためこども園においてできる限りの防犯対策を

検討しておくことが必要とされている。また、これまで以上に保護者や地域との連携に努めるとともに、警察等関係機関に協力を求め、子どもの安全確保及び危機管理・事業継続BCPのための方策を講じることも必要である。

## (1)施設面の対応

### ①こども園の出入り口の管理

1. こども園建物は園児が園庭にスムーズに出入りできるよう考えられているため、建物の出入り口を施錠するのは、現実的でないので園庭と園外との出入り口をできるだけ最小数にして、できるものには、施錠することが望ましい。
2. 施錠しない出入り口は、フックやかんぬきを必ず掛けるように徹底し、こども園の運営上支障のない場合は、施錠するように努める。ただし、避難時にはすぐ対応できるように工夫をする。

### ②フェンス・擁壁、設備等を点検する。

1. 園長又は代理は、日常的にフェンスや擁壁等の点検を行い、不備な箇所は速やかに補修等の対応を行わなくてはならない。
2. 園長又は代理は、防犯上必要と思われる設備の検討を職員と毎年行わなくてはならない。

## (2)職員・関係機関の対応

### ①職員

1. 園長又は代理は、職員一人ひとりの危機管理・事業継続BCP意識を徹底させる為の会議や研修を計らなければならない。
2. 見知らぬ来園者を確認した時の対応を各職員に周知徹底させる。
3. 業者等の来園者にはこども園が用意したネームタグを付けて作業に当たることとする。
4. 職員への非常通報システム・火災報知設備(非常ベル・通報装置・セコム・放送設備の取扱いと場所の周知徹底)を計る。
5. 保育教諭・看護師は園児に対して計画的な安全指導を行う。
6. 園長又は代理は、警察や行政機関等公的な機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し、園児の保育室への移動や施錠の確認等適切な対応を行う。

### ②関係機関・保護者

1. 必要に応じて、警察(最寄りの交番)に警備の強化を依頼する。
2. 園長又は代理は、地元の消防団等防災機関との連携も計れるように連絡をしておく。
3. 保護者へは日頃から『送り迎えは原則、保護者が行う』など、保護者にも危機管理・事業継続BCP意識を持ってもらうよう働きかけ、安全管理を図るうえで必要なことは、時期を失せず状況の説明のうえ協力を依頼する。
4. 近隣で事件等が発生した場合は文書の配布、掲示をする。

## (3)児童及び職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

## ①子どもの安全確保

1. 園児の安全を最優先に考え職員が複数いる場合は、片方が手近な備品で相手に対峙し、もう片方が園児の待避行動を指導して待避する。
2. 警察に通報する。
3. 相手には、できるかぎりの複数の職員で対峙が望ましいが、凶暴な場合や凶器を持っている場合は、速やかに待避する。
4. 子どもの安全を確保したうえで、保護者に緊急連絡する。

## 7 食中毒

食中毒に関しては、別に定める給食衛生管理マニュアルによる。

## 8 光化学スモッグ等大気汚染

光化学スモッグとは、自動車や工場・ビルなどから排出された、窒素酸化物・炭化水素等の大気中の汚染物質が、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こしオゾン、パーオキシアシナイトレート、二酸化炭素などの酸化性物質や、アルデヒド等のいわゆる二次汚染物質が高濃度になって発生する現象である。酸化性物質をオキシダントと総称し、また、光化学反応によって生成されたオキシダントのうち、二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントといわれている。この光化学オキシダントが、光化学スモッグの汚染程度を示す指標とされている。

### (1)光化学スモッグ

#### ①光化学スモッグが発生しやすい気象条件

1. 紫外線がある程度以上に強い薄曇りから晴れの日で、気温が20℃以上の日
2. 風が弱い日(風速 4m 以下)
3. もやがかかったように視界がかすむ状態のとき

#### ②光化学スモッグによる人体への影響

1. 目やのどが刺激され、チカチカしたり痛くなったりする軽い症状から、めまい・吐き気・頭痛・脱力感・しびれなど全身症状まで含んだ急性症状がある。
2. 目やのどの痛みなどの粘膜刺激症状や咳、息苦しい呼吸器症状など人の健康に直接影響がある。

### (2)光化学スモッグ注意報等の発令

#### ①発生要件

1. 県内各所に設置した測定局でのオキシダント濃度が基準以上になった時、埼玉県大気監視課に自動的に記録され、気象条件からみてその状態が継続されると認められるときに発令される。

## ②発令の種類

1. 光化学スモッグ予報
2. 光化学スモッグ注意報(オキシダント濃度 0.12 ppm)
3. 光化学スモッグ警報(オキシダント濃度 0.24 ppm)
4. 光化学スモッグ重大緊急報(オキシダント濃度 0.40 ppm)
5. 光化学スモッグ学校情報(オキシダント濃度 0.10 ppm)

## ③こども園への連絡体制

1. 所沢市役所・和光市役所からのTEL/FAX 連絡
2. 社会福祉法人 光輪会 連絡網による連絡
3. 環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」等をインターネットにて情報収集を計る。

## ④光化学スモッグ注意報等発令時の対応

1. 発令内容に合った掲示をする。
2. 園児・職員は、原則として屋内に入る。
3. 屋外運動は差し控える。
4. 不要不急の自動車使用をなるべく控える。

## ⑤光化学スモッグによる被害発生時の対応

1. 目がチカチカしたり、のどが痛くなるなどしたら、園児・職員は速やかに屋内に入る。
2. すぐに洗眼やうがいをする。
3. ぜんそくや呼吸器系の病気にかかったことのある子どもには、十分に注意する。
4. 洗眼やうがいをして様子が変わらないときや、息苦しさや胸の苦しみを訴えたときには、涼しい通風のある場所で安静にして、医師の診断を受ける（園医または医師）。
5. 重傷者の場合は、『119』救急通報し救急車を呼ぶ。
6. 光化学スモッグにより上記の4. 5. の被害が発生した場合は、被害状況(人数・氏名・症状及び対応状況等)を、速やかに所沢市・和光市役所へ連絡する。

## ⑥光化学スモッグ注意報等の解除

1. 午後5時までに解除された場合は、発令時と同様の連絡となるので掲示を取り込むこととする。
2. 午後5時以降に解除された場合は、防災無線や電話での連絡はないので、日没後または職員がこども園を退出するときに掲示を取り込むこととする。また、インターネットを利用した『環境省大気汚染物質広域監視システム』でも状況を確認することができる。

# 9 感染症

## 感染症対策 教育・保育ガイドライン

### 感染予防策

子どもたち、保護者、職員、家族を感染させないための感染予防策を的確に行う  
基本的な公衆衛生策の徹底

- 石鹸を用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒により、手指を清潔に保つ
- 咳エチケットを実施する（マスクの着用・ティッシュやハンカチ等で口や鼻を覆う）
- 園児の年齢に応じて、手洗いの介助や適切な手洗いの方法の指導を行う  
（手洗い後はペーパーを使用し手を拭く）

# ! 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



×

何もせずに咳やくしゃみをする



×

咳やくしゃみを手でかさえる



○

マスクを着用する（口・鼻を覆う）



○

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



○

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用








## 手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！

※手洗いの効果（イメージ図）



約100万個 (手洗いなし) → 1/100 (流水で15秒すぎ) → 1/1万 (数百個) → 1/100万 (ハンドソープで10秒もみ洗い後、流水で15秒すぎを2セット)

- ※・乳児から幼児まで年齢、発達の違いがあることから一概に同じようにマスクの着用をお願いする事は難しいので、保護者の方からの要請等により本人に無理のない範囲で着用を進めていく。(保護者の希望でも本人が嫌がり保育が行えない場合など無理に着用は行わない)
- ・職員は感染予防のためマスク・眼鏡の着用する(感染症の状況によって着用は判断する)

保育全般における感染予防の基本的な考え

- 手が触れる机やドアノブなど物の表面は、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を(定期的に)行う。玩具に関しては使用ごとに消毒の徹底を行う。
- 定期的な換気を行う

・こども園は大勢のお友達と一緒に、関わり合いながら過ごす場所です。右記の3つの密のほとんどがそろってしまう感染リスクの高い場所です。子どもたちに密にならないような関わりの指導は、友達との人間関係の形成を行わせない指導となってしまうことから困難であると考えます。

園としての対応としては

- 定期的な換気を行う
- ・2方向から風が抜ける環境(春夏期間中は上記の対応、秋冬期間は定期的な換気及び換気扇による換気を行う)
- ・活動時に部屋を大きく使う
- ・コーナー保育により密を避ける
- ・給食時時差をつけるようにする
- ・次亜塩素酸噴霧器を使用する等の予防対応を行う

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

# 3つの密を避けましょう!

①換気の悪い  
**密閉空間**



②多数が集まる  
**密集場所**



③間近で会話や  
発声をする  
**密接場面**



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろった場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省 コロナ 検索



※ご家族の皆様にもご協力いただき、子どもたち、ご家族が感染しないように日頃から感染防止に努めて頂くように、お願いします。

## 職員の体調管理

- 出勤前に体温を計測し健康観察カードに毎日記入し、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合は出勤しない
- 過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない
- 該当する職員の健康状態に留意する
- その他光輪会職員新型コロナウイルス感染症対処方法に準じる。
- 熱中症にも気を付け教育・保育を行う

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



※上記の新しい生活様式実践例を参考に光輪会の職員として感染症の予防に努める教育・保育の中で必要な時にはフェースシールドを使用する

## 園児体調管理

- 登園前に体温を計測し、健康観察カードに記入し毎日提出をしてもらい、発熱等が認められる場合はその場で非接触型体温計で計測し37.5℃ある場合は利用を控えていただく
- 過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を控えていただく。ご家族の中で体調不良の方がいる場合も同じように利用を控えていただく
- 新型コロナウイルスと診断された方との濃厚接触があった場合は必ず園に報告してください。
- ※その他学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを参考にする  
～「学校の新しい生活様式」～[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

## 外来者の対応

- 園内に立ち入る場合非接触型体温計で検温し、発熱等がある場合は来園をお断りする
- 消毒等を徹底して、決められた場所からのみお越し頂き、園舎内への立ち入りを制限いたす

- ・給食食材搬入業者 → 給食搬入口のみ
- ・保育関係業者 → インターホンにて症状確認後正面玄関にて対応  
(入室が必要な方をこの時点で制限いたす)
- ・その他来園者 → インターホンにて必要性の確認後、正面玄関にて対応
- ・工事関係者 → 極力土曜日、日曜日に作業をお願いし子どもたちと接することのないように配慮いたす。どうしても必要な時には、換気を徹底し感染予防のマスク、消毒の徹底を行います
- ・専門講師の皆様 → ガイドラインがある会社はガイドラインに従い、無い講師の皆様には職員同様の予防、配慮を求めます(フェースシールドを着用)

### 光輪会の取り組み

上記3つの密でも記載したように、乳児から幼児まで幅広い集団の中で一斉に教育・保育を行っていることから濃厚接触を防ぐことは困難な場所でもあります。今後国のほうで新たな配置基準等が作成され教育・保育の在り方も変わってくるような場合には法人としても対応する。  
今法人としてできる手段を行う。

### 全園児

- 部屋を広く使い机の配置等を広く保つようにする
- 歌を歌う時など、隣同士が近くならないように飛沫が飛ばないように配慮する
- なるべく広い環境で教育・保育を行うようにする
- 静と動の活動の区切りをつけ、落ち着いて生活できるようにする
- コーナー保育等を活用しながら、密にならないようにする
- 給食時時差をつけ、なるべく重ならないように配慮する(その他配慮として仕切りを立てます)
- 手洗いを徹底する
- 園舎内の衛生を徹底し消毒を定期的に行う。玩具も使用ごとに消毒をする
- 噴霧器を使用し園舎内を次亜塩素酸で常に消毒をする
- 検温を定期的に行い体調の変化に注意する  
(37.5℃ある場合はすぐに連絡をし、お迎えをお願いいたす。体調によっては37.5℃以下でも願いまする場合もある。)
- 子どもたちとの過度な接触を減らす(握手、必要以上の抱き上げ、ハイタッチ、大声 等々)

### 幼児

- 長時間1つの活動を行うカリキュラムを変えていきます  
(子どもの遊びが集中し発展していく過程は大切に見守りながら密の配慮をする)
- 専門講師による指導に関しては密を配慮しながら、経験の機会を大切にする  
(講師の先生方としっかり話し合いながら指導方法を考えて行う)
- 各カリキュラム終了後にしっかりと手洗いをを行う

### 今後の展開

職員一同感染症の予防に心がけながら、子どもたちが安心・安全・安定して生活できる場所の確保をしっかりと行い、今何ができるのかを考えながら、全ての活動を止めてしまうのではなく、子どもたちの五感を刺激し、健やかでバランスの取れた子どもたちを育てていく教育・保育を行う。

- 1、絵本の読み聞かせを通し、本好きの子どもを育てる
- 2、考える、まなぼうワークブックの教材、朝鑑賞を使用し10の姿の育成、アクティブラーニングの実践する

3、自然の中でのびのび体を使い活動できる子どもを育てる

4、友達との関係、保育教諭との関係を通し思いやりと、最後までやり抜くことのできる心を育てる

### 感染症発症時の保育受け入れ対策

#### ○保育の継続

国、県、市の指導のもと保育の継続を行っていく。ガイドラインに従い感染者の状況を行政に報告しながら保育の保証、就労の保証を第一に考え保育の継続を行う。感染拡大の場合には行政の指導のもと子ども達の健康を第一に考え休園を検討していく。社会生活を維持するために必要な勤務に関しては保育を継続するように努める。

#### ○不足する職員の人的応援対策

感染により職員の配置が最低基準を掛けるような場合には（前日より想定される場合も）家庭での協力保育をメールにて一斉送信し、翌日行政と相談の上対応を検討する。

法人内で人的支援が行える場合には3施設で相談し合いながら保育の継続が行えるように配慮し合う

#### ○通常業務の再開

職員の適正配置が行える事を前提に、感染症の改善が出来た地点より、行政と相談しながら通常保育を積極的に再開できるようにする。

#### ○休園中

休園中は換気、消毒の徹底、を行いながら書類等の時間として勤務を行う。

休んでいる子ども達に担任は定期的に電話による連絡を入れるようにする。

#### ○感染者

感染症に感染した場合には保健所・保健センター・医師・行政の指示に従い家庭内で静養をする。最終的にガイドラインに従い保健所・保健センター・医師・行政等の指導のもと登園する事とする。

※ 食料・防災資機材等の備蓄については、備蓄品リストにて別管理する。

# 参考資料

## 災害に関する基礎知識 (気象庁ホームページから抜粋)

### 1 風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその時速	人への影響	屋外・樹木 の様子	走行中の車	建造物の被害	おおよその 瞬間風速 (m/s)	
やや強い風	10 以上 15 未満	~50km	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20	
強い風	15 以上 20 未満	~70km	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。		
非常に強い風	20 以上 25 未満	~90km	何かにつかまっていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常ので運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。	30	
	25 以上 30 未満	~110km						
猛烈な風	30 以上 35 未満	~125km	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や電灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。	40	
	35 以上 40 未満	~140km						外装材が広範囲に渡って飛散し、下地材が露出するものがある。
	40 以上	140km~						

(注1) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均である。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍から 3 倍以上になることがある。

(注2) 風速は地形や廻りの建物などに影響されるので、その場所での風速は、近くにある観測所の値と大きく異なることがある。

また、風速が同じであっても、対象となる建物、建造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合がある。

この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述している。

## 2 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	受ける印象	屋外の様子	乗車中	災害発生状況
10 以上 20 未満	やや 強い雨	ザーザーと降 る。	地面一面に水 たまりがで きる。	ワイパーを速く しても見づら い	・この程度の雨でも長く続くときは注意が必要 ・側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
20 以上 30 未満	強い雨	どしゃ降り			
30 以上 50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる	・山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 ・都市では下水管から雨水があふれる。
50 以上 80 未満		滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）。	水しぶきであたり面白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険	・都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。 ・マンホールから水が噴出する。 ・土石流が起こりやすい。 ・多くの災害が発生する。
80 以上	猛烈な風	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じずる。			・雨による大規模な災害が発生するおそれが高く、厳重な警戒が必要

(注1) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示している。

表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがある。この表では、ある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述している。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがある。なお、情報の基準は地域によって異なる。

## 3 台風の大きさと強さの表現

### (1) 大きさ

台風に伴う風速15m/s以上の領域の半径が基準

大きさの表現	風速15m/s以上の半径
(表現しない)	500km 未満
大型:(大きい)	500km 以上800km 未満
超大型:(非常に大きい)	800km 以上

### (2) 強さ

台風の最大風速が基準

強さの表現	最大風速
強い	33m/s 以上44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

## 4 災害に関する情報

### (1)土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状態で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

土砂災害警戒情報が発表されたときは、対象市町村内で土砂災害発生危険度が高まっている領域を気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報

(<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)で確認できる。

### (2)指定河川洪水予報

気象庁と国土交通省又は都道府県が共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて行う洪水予報。

氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。

洪水予報は、市町村や報道機関を通じて地域住民へ伝えられるほか、気象庁や自治体のホームページからも閲覧することができる。

洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める 行動の段階
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4)に到達したとき	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき(レベル5) (氾濫水の予報※)	氾濫水への警戒を求める段階

※ 河川が氾濫した後に行われる、浸水する区域及びその水深の予報。利根川の一部の区間において実施されている。

### (3)指定河川水位到達情報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときに、水位又は流量を示して発表される。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

### (4)記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したときに、各地の気象台が発表する。

この情報が発表されたときは、地域やその近くで災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味する。地元自治体の発表する避難情報に留意し、早めの避難を心掛ける必要がある。

## 園内での所在不明時対応マニュアル

	対応の仕方と留意点
担 任	1. 園長に園児がいなくなったことを報告する。 2. 他クラスの職員にクラスの子どもたちを託し、普段園児が好んで行く場所を中心に探す。 3. 動揺を与えないようにしながら、同じクラスの子どもたちに不明児に関する手掛かりを聞き出す。
他 職 員	担任が不明児を探している間、他の子どもたちを落ち着かせ、安全な保育を心がける。
園 長	1. 他園児に動揺を与えないように注意しながら、緊急に搜索可能な職員を招集する。 2. 担任の報告を基に、園内か園外かを的確に判断し、不明児を捜すための役割分担を決める。(園内か園外かが不明の場合は、まず園内をくまなく探す。) 3. ひと通り捜しても見つからない場合は、次の手段を講じる。 ・ 警察へ連絡   ・ 保護者へ連絡   ・ 子ども未来課へ連絡
搜 索 職 員	1. 搜索担当は、不明児の家が近い場合は行ってみる。同時に隣近所の家も搜索する。 2. 保育園を出て探す場合は、連絡用として携帯電話を持っていく。 3. 不明児の日頃の行動を考慮しながら、まず付近の搜索を行い、それでも見つからない時には、園に定期的に連絡を入れて情報を確認し必要に応じてさらに対応を考える。
事 後 処 理	1. 不明児が見つかったら、各部署（警察・保護者・市役所）に報告する。 2. 職員会議で報告をし、職員全体で今後の対応を検討する。 3. 内容によって、報告書を子ども未来課に提出する。
予 防 策	1. 定期的にクラス園児の所在確認を行う。 2. 園児の特徴をよく把握し、普段から目を離さないようにする。 3. 園周辺に子どもたちにとって危険な場所がないか調べ、職員全員が情報を共有しておく。

# 《園内での所在不明マニュアル》

